

第2次尼崎市配偶者等からの
暴力（DV）対策基本計画

尼 崎 市



はじめに

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会実現の妨げとなるものです。

尼崎市では、DVの未然防止、被害者の発見から保護、自立

援等に取り組むための計画として、平成24年に「尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画（第1次）」を策定し、「配偶者暴力相談支援センター」機能の整備による被害者支援のスピード化などに取り組んでまいりました。このたび、第1次計画の計画期間満了に伴い、DVを容認しない社会を目指した取組をさらに実効性のあるものとしていくために、第1次計画を引き継ぎ、DV対策を総合的かつ計画的に実施していくために第2次計画を策定しました。

第2次計画においては、暴力の未然防止にむけた未成年者への教育啓発の充実を図るとともに、初期段階における相談支援体制の充実を図るため、配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関の連携強化に取り組んでまいります。また、被害者の自立・被害からの回復を支援するため、継続的な相談支援・心理的ケアの充実にも取り組んでまいります。

今後とも、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向け、取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました尼崎市DV防止ネットワーク会議並びに尼崎市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月

尼崎市長 稲村 和美

目 次

1 計画策定にあたって.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
(3) 計画期間.....	2
(4) 計画の推進.....	2
(5) DVの定義等.....	2
2 DVに関する現状.....	4
(1) DVに関する認識や被害経験等（市民意識調査結果）.....	4
(2) 相談等の状況.....	8
(3) 尼崎市配偶者暴力相談支援センターの現状と課題.....	10
3 施策体系.....	12
4 基本目標.....	13
5 施策の展開.....	14
基本目標1 相談体制の充実.....	14
基本目標2 被害者の安全確保.....	17
基本目標3 自立・被害からの回復への支援.....	18
基本目標4 暴力の未然防止.....	21
基本目標5 推進体制の充実.....	23
資料編.....	25
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	27
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）.....	34
尼崎市DV防止ネットワーク会議設置要綱.....	38
尼崎市男女共同参画審議会規則.....	40
計画の策定経緯.....	41

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると同時に、DVの目撃は子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待となる行為です。

また、DVの被害者の多くは女性です。これには、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等が影響しているといわれており、DVは男女共同参画社会実現の阻害要因の一つにもなっています。

DVに関する相談件数が増加傾向にある中で、緊急性の高い事案等にも適切に対応し、被害者支援の一連の対応における関係各課・関係機関の役割を明確にするとともに、連携体制を強化していくことが必要です。

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、平成16年の改正を経て、平成20年1月に施行された改正法により、「配偶者暴力相談支援センター^{※1}の機能を果たす」こと及び「基本計画の策定」が市町村の努力義務とされました。

そのため、尼崎市では、DVを容認しない社会の実現、DVの未然防止、被害者の発見から保護、自立までの切れ目のない支援を目指し、DV対策に係る施策を総合的・体系的にまとめた「尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、平成25年に「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備するとともに、関係各課・関係機関が連携して、DV対策を推進してきました。

また、平成26年1月に施行されたDV防止法の改正法により、法律の適用対象が生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大され、同年11月には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」が施行されました。そのほか、平成29年6月に全面施行された改正ストーカー規制法においては、警察がストーカー加害者に警告することなく禁止命令の発令が可能になるなどが盛り込まれました。同年7月には性犯罪に関する改正刑法が施行され、「強姦罪」から「強制性交等罪」へ名称を変更し被害者の性別に関係なく性交類似行為も処罰の対象となり、法定刑の引き上げや起訴に被害者の告訴を要する「親告罪」の規定が削除され、告訴がなくても起訴が可能になるなど法整備が進んでいます。

こうした社会情勢の変化を踏まえつつ、DV対策への取組をさらに実行性のあるものとしていくため、第1次計画を引き継ぎ、DV対策を総合的かつ計画的に実施していくための行動計画として「第2次尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条第3項に基づく本市の基本計画です。

さらに、「第3次尼崎市男女共同参画計画」（平成29年3月策定）で掲げる基本目標「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の実現を目指すための計画としても位置づけます。

^{※1} 配偶者暴力相談支援センター：DV防止法において、都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとされており、市町村でも、適切な施設において、その機能を果たすよう努めるものとされている。配偶者暴力相談支援センターで行う業務は、①相談又は相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助、⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助である。（①から⑥のうち、実施されている事業は施設によって異なる。）

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間です。

ただし、計画期間内であっても、計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、計画を見直すこととします。

(4) 計画の推進

本計画の進捗状況について、毎年度調査し、調査結果を「尼崎市男女共同参画審議会」において報告するとともに意見聴取を行います。計画の推進にあたっては、「DV防止ネットワーク会議」及び市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」において、連携・調整を行います。

(5) DVの定義等

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

その背景には、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられない構造的問題が存在しています。

そして、DVは、「パワーとコントロール（力と支配）」の関係であると言われていています。優位な立場の人が、自分の力（権力）を利用し、弱い立場の人を支配することであり、その力には肉体的な力だけではなく、社会的な立場や経済力、性差に基づく不平等な取扱いなど、あらゆる力が含まれます。

また、DVにはサイクルがあるとも言われており、そのことが被害者や周囲の受け止め方を複雑にしています。すべての人に当てはまるわけではありませんが、サイクルには、緊張が高まり暴力となって爆発する「暴力爆発期」、暴力を振るった後は後悔し、しばらくの間平穏になる「開放期（ハネムーン期）」、暴力のエネルギーが高まる「緊張形成期」という3つがあると言われていています。

DVには、身体的暴力に限らず、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力といった以下のような様々な暴力が含まれます。

身体的暴力

殴る、蹴る、引きずりまわす、突き飛ばす、首をしめるなど

（直接何らかの有形力行使し、被害者に強い恐怖感をいだかせる行為）

精神的暴力

無視する、大切にしているものを壊す、大声でどなる、おどす、ののしるなど

（言動等により被害者の自尊心を傷つけ、無力な存在であることを信じさせ、被害者を支配しようとする行為）

性的暴力

無理やりポルノなどを見せる、避妊に協力しない、性的な行為を強要するなど

（被害者の性と生殖に対する侵害、無関心、責任を放棄する行為）

経済的暴力

生活費を渡さない、「誰のお陰で生活ができると思っているのか」と言う、お金を取り上げる、貯金を勝手におろす、仕事をさせないなど

（被害者の経済的自由を奪う行為）

社会的暴力

交友関係などを細かく監視する、実家との付き合いを制限する、外出させない、携帯のメールを勝

手にチェックしたりアドレスを消したりするなど
(社会との関係を断絶させようとする行為)

なお、「児童虐待の防止等に関する法律」では、家庭でのDV（身体的暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）は児童虐待にあたると定められています。

「配偶者等からの暴力」の定義について

DV防止法では、「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」としており、また、配偶者には元配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むとされています。

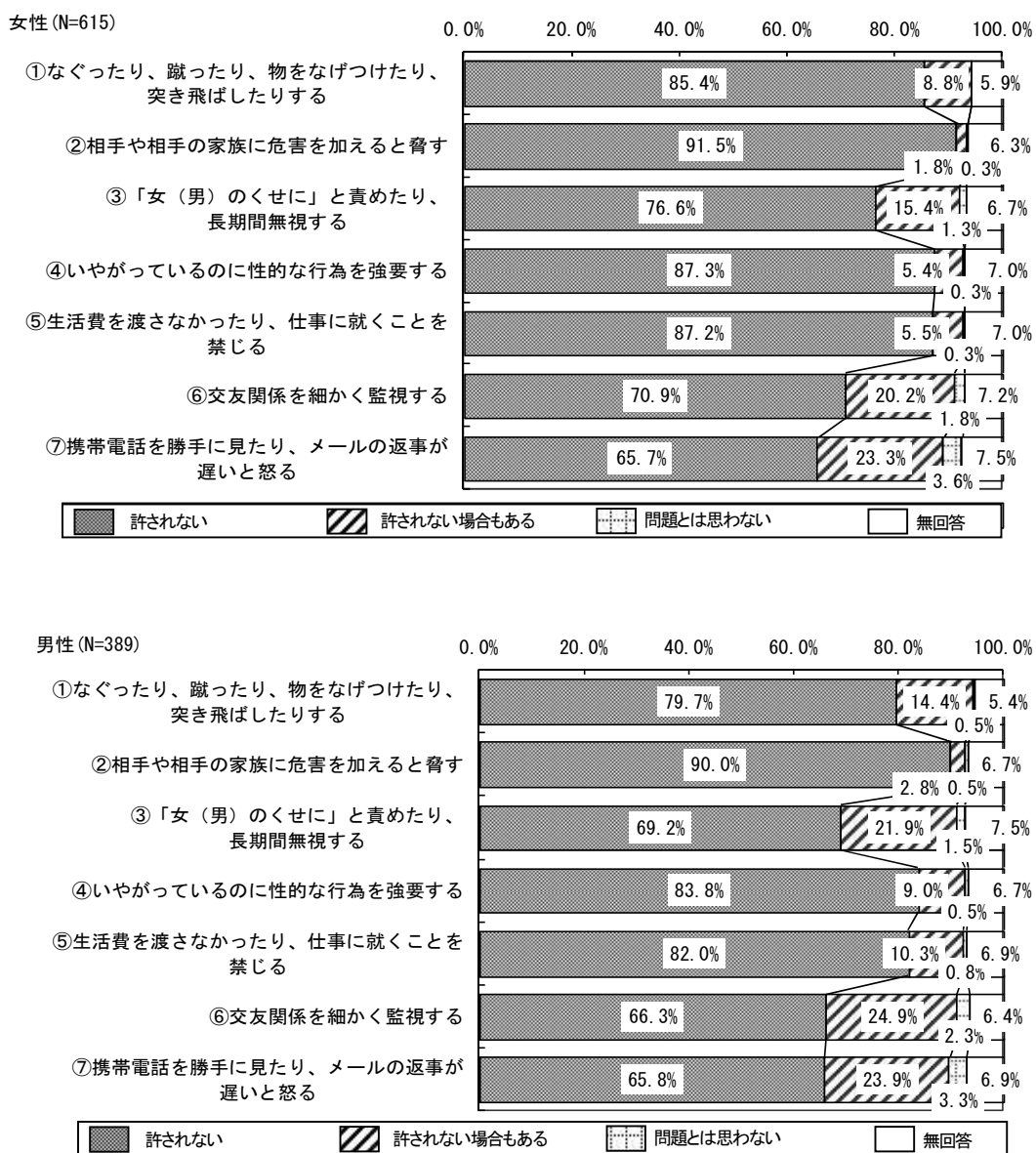
本計画で掲げるDV防止法の根拠を必要としない施策に関しては、DV防止法で定義される「配偶者からの暴力」（「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」を含む。）だけでなく、「生活の本拠を共にしない交際相手又は交際相手であった者（なお、性別は問わない。）からの暴力」も含んでいます。さらに、暴力の範囲については、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含めてとらえています。

2 DVに関する現状

(1) DVに関する認識や被害経験等（市民意識調査結果）

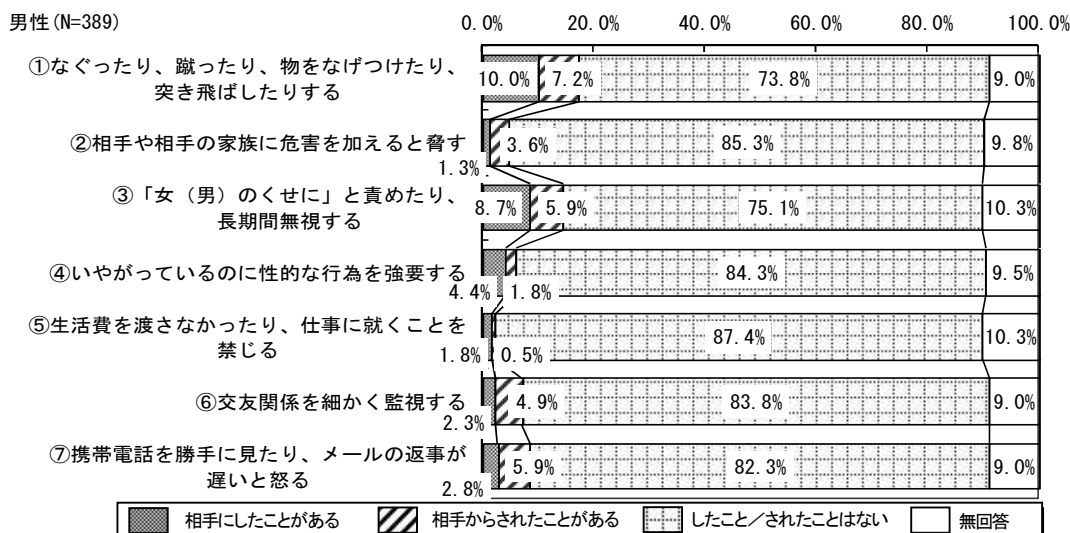
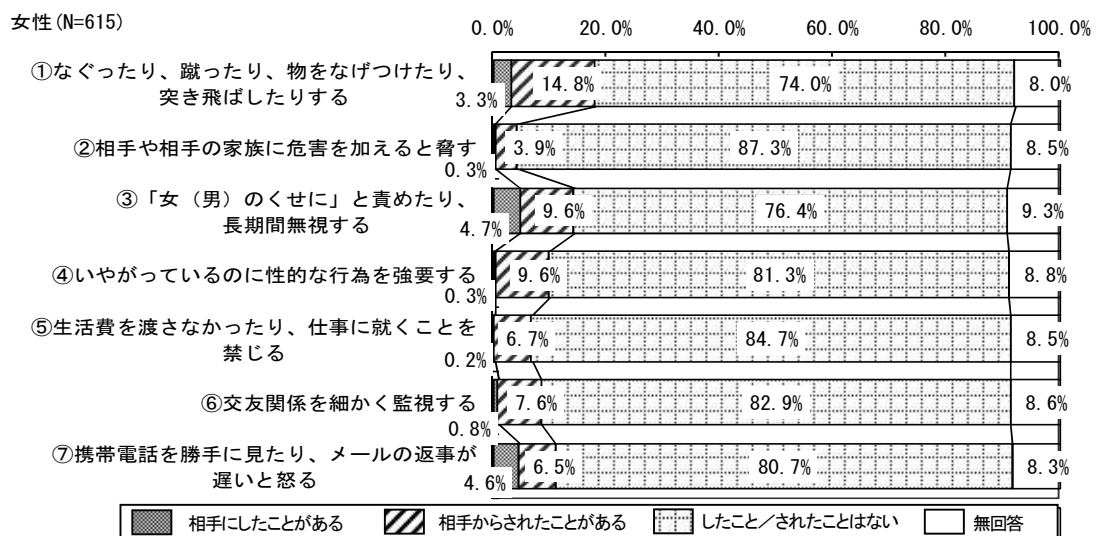
尼崎市民のDVに関する認識について、「男女共同参画社会をめざした市民意識調査」（平成28年）によると、配偶者や恋人などから、身体に対する暴行、脅迫、暴言や無視、性的行為の強要、経済的な暴力、社会的な暴力（交友関係の監視等）について、「許されない」と答えた人は、暴言や無視、社会的な暴力において8割未満にとどまっており、また、すべての項目で男性の方が女性より暴力と認識する割合が低くなっています。

図1 DVに対する認識



被害経験については、配偶者や恋人などから、身体に対する暴行、脅迫、暴言や無視、性的行為の強要、経済的な暴力、社会的な暴力の何らかの暴力について、「されたことがある」人の割合は、女性で約4人に1人(26.8%)、男性で約6人に1人(16.5%)となっています。前回調査(平成23年)の女性36.5%、男性18.0%と比べると、やや改善していますが依然として高い状況です。

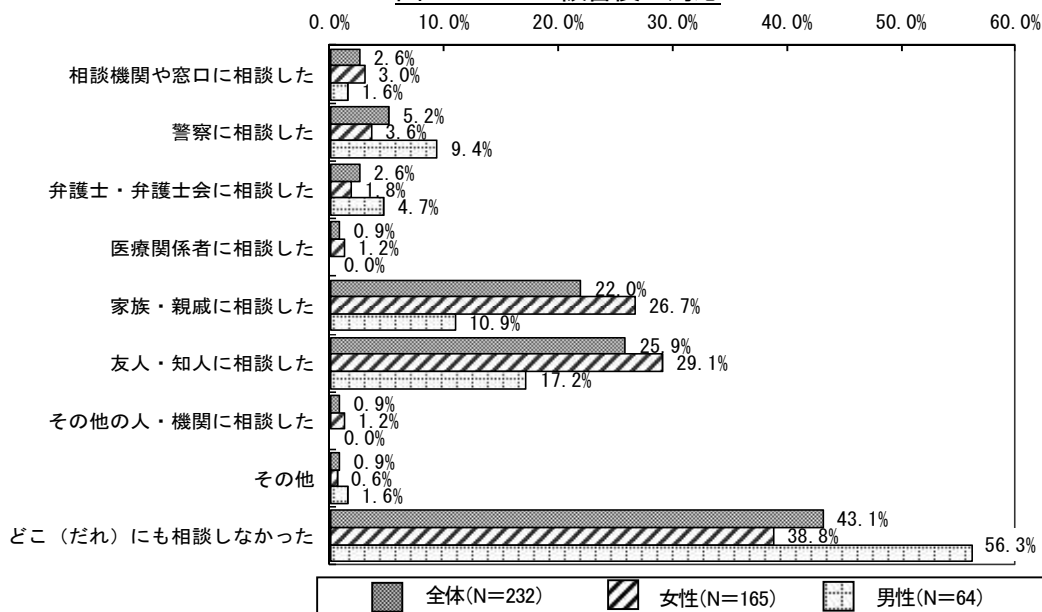
図2 DVの被害経験と加害経験



何らかの暴力があった人の被害後の対応については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が女性で38.8%、男性で56.3%です。前回調査では、女性が48.8%、男性が58.7%であり、やや改善しているが依然として約4割が相談していない状況です。

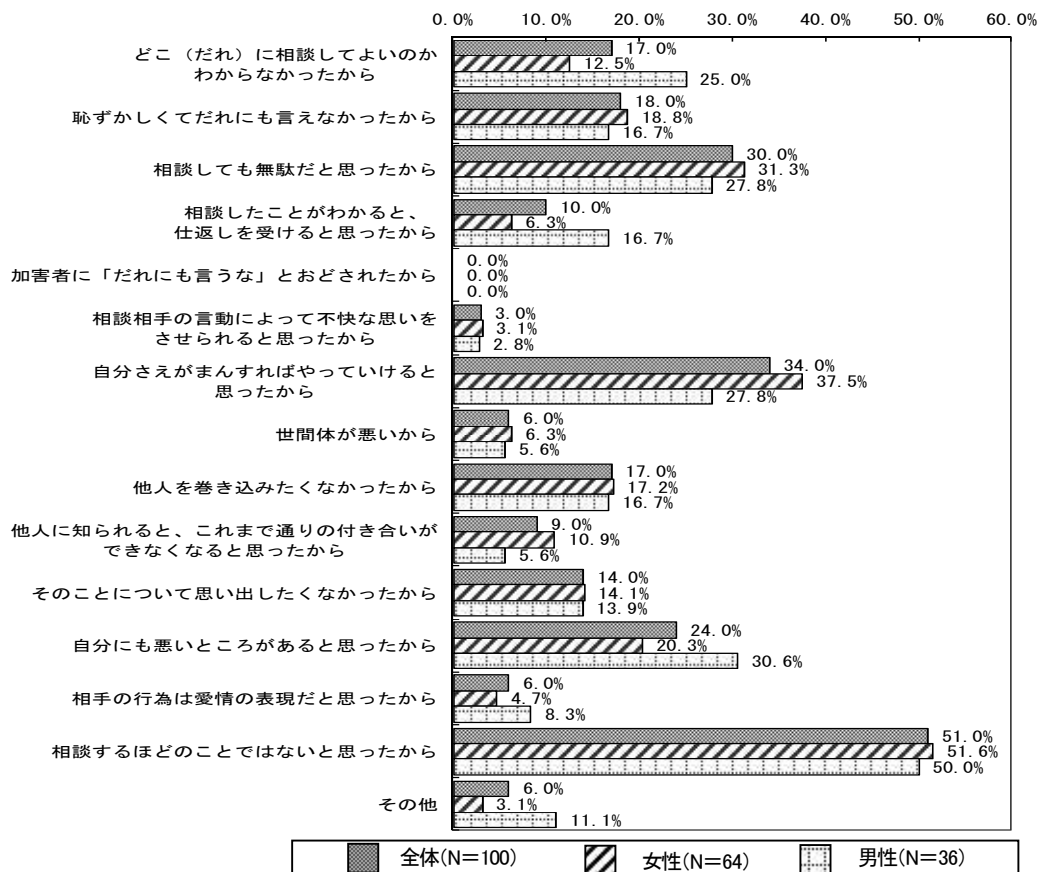
女性は、身近な人に相談する傾向、男性は、身近な人への相談と同時に、警察や弁護士への相談が女性より多い傾向がみられます。

図3 DVの被害後の対応



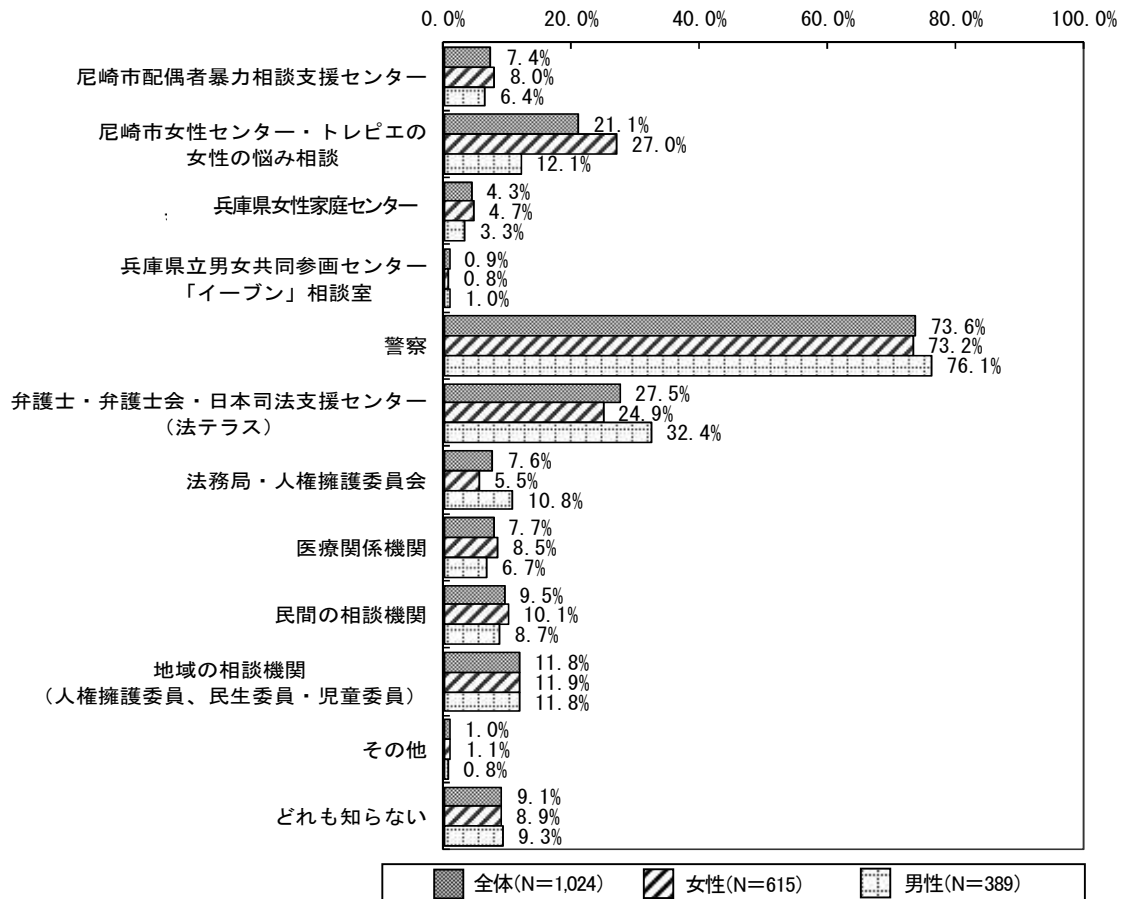
DVの被害後に相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分さえがまんすればやっていけると思ったから」「相談しても無駄だと思ったから」などが多い。

図4 相談しなかった理由



また、市民全体のDVに関する相談機関の認知については、男女ともに被害相談機関である「警察」が最も多く約7割、次いで「弁護士・弁護士会・日本司法支援センター（法テラス）」となっています。市のDVの相談窓口である「尼崎市配偶者暴力相談支援センター」は1割に満たない状況にとどまっており、各機関の持っている役割や機能も含め広報の工夫が必要だと思われます。

図5 DVに関する相談機関の認知



(2) 相談等の状況

尼崎市は、平成25年4月1日に「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備し、警察等と連携しながら相談支援に取り組んでいます。(平成24年度までは福祉事務所婦人相談)

女性センターの女性の悩み相談、こども家庭支援課の母子父子自立支援員による相談も含めるとDVに関する相談件数は、全体として増加傾向にあります。

尼崎市DV相談件数の推移【兵庫県児童課調べ】

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
婦人相談員 (福祉事務所)～H24 (配偶者暴力相談支援セ ンター)H25～	422	460				
			398 (実)	526 (実)	472 (実) 611 (延)	490 (実) 927 (延)
女性の悩み相談 (女性センター)	206	234	272	244	297	199
母子父子自立支援員 (こども家庭支援課)	16	40	42	62	55	45
計	644	734	712	832	824	734

警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、全国、兵庫県ともに増加しています。

警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数の推移

	14年中	15年中	16年中	17年中	18年中	19年中	20年中	
全国	14,140	12,568	14,410	16,888	18,236	20,992	25,210	
兵庫県	624	429	662	835	1,195	1,642	1,797	
	21年中	22年中	23年中	24年中	25年中	26年中	27年中	28年中
全国	28,158	33,852	34,329	43,950	49,533	59,072	63,141	69,908
兵庫県	1,867	1,885	1,860	2,101	2,113	2,535	2,736	3,010

※統計期間は各年とも1月から12月

都道府県が運営する婦人相談所への一時保護^{※2}件数は、全国、兵庫県ともに減少傾向です。

夫等の暴力を入所理由とする一時保護の状況【厚生労働省調べ】

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全国	4,312	4,373	4,366	4,143	3,722	
兵庫県	227	228	204	194	174	145

※一時保護委託件数も含む(28年度全国件数については集計中)

※2 一時保護：都道府県が運営する婦人相談所に、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護すること。また、婦人相談所から厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に委託することもできる。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、全国、兵庫県ともに増加しています。その理由としては、市町における配偶者暴力相談支援センターの設置が進んだことが影響していると思われます。人口千人あたりの相談件数についてみると、平成 28 年度の実績では尼崎市配偶者暴力相談支援センターは 2.1 人となっており、兵庫県平均より多い結果となっています。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移【内閣府調べ】

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	件数／人口千人 (H28.10.1)
全国	89,490	99,961	102,963	111,172	106,367	0.8
※兵庫県	4,947	6,412	7,215	7,670	7,887	1.4
尼崎市		398	526	611	927	2.1

※ 兵庫県女性家庭センター及び兵庫県内の配偶者暴力相談支援センター設置市の相談件数の総数

(3) 尼崎市配偶者暴力相談支援センターの現状と課題

平成25年4月1日に「配偶者暴力相談支援センター」を設置（機能整備）したところですが、同センターにおいては次のような現状と課題があります。

現状

《関係機関との連携による被害者支援》

- ・全国的に警察への相談件数が増加している中、警察との連携を密に行い、DV被害者の自立支援のための対応が必要と思われるものについては、警察から配偶者暴力相談支援センターにつながるなどの連携が図られています。
- ・緊急性が高く様々な支援を必要とするケースについては、配偶者暴力相談支援センターから兵庫県の一時保護所に一時保護を依頼し、被害者の安全確保を図っています。一時保護件数については、兵庫県の一時保護所が受け入れた件数は減少していますが、尼崎市では配偶者暴力相談支援センター設置後も横ばい状況となっています。

《被害者支援のスピード化》

- ・関係窓口への手続きに関する支援を行っています。
- ・保護命令申立書の書き方指導や来所相談証明の発行などを行うことにより、被害者支援のスピード化が図られました。
- ・庁内における窓口業務などに関して「来所相談証明」を必要とする手続きが増えており、その手続きを行う中で、DV相談につながることも増えてきています。

《相談業務の多様化に伴い求められる専門性》

- ・DV被害者への支援にあたり、関係機関との調整、同行支援、内部事務等の業務が増加し、様々な制度の知識が必要となり、求められる専門性が高くなっています。
- ・関係機関との連携の必要性が増し、これまで以上にケースワーク業務が必要となっています。
- ・身体的暴力だけでなく、精神的・経済的暴力等、DVの内容も多様化しているため、相談にあたっては高度な面接技術が求められます。
- ・相談員に対しては、弁護士による法的支援に加えて、福祉的視点からの面接・援助技術について助言指導を受けるため、臨床心理士によるスーパービジョン^{※3}の機会を確保し、相談員の資質向上だけでなく、相談員の精神面でのサポートにも努めています。

課題

- ・相談から自立までの総合的支援を充実させるため、関係機関との更なる連携強化が必要です。
 - ※DVと児童虐待とは密接な関係があることから、子どもに関わる相談・支援機関との連携を図ります。
 - ※ソーシャルワーク（福祉的ケア）については配偶者暴力相談支援センターが、被害者の心理的な支援については女性センター・トレピエが中心的役割を担っています。役割分担を踏まえて被害者に適した支援となるよう配偶者暴力相談支援センターと女性センターとの更なる連携強化を図ります。
- ・相談員に求められる専門性が高くなっていることから、適切な対応・支援を行うための研修や、スーパービジョンの機会を確保することが必要です。

^{※3} スーパービジョン：専門的な対人援助を行う場合に、より高度な知識や経験を持つ者によって行われる指導・支援活動のこと。

尼崎市配偶者暴力相談支援センターの相談対応状況

	相談別件数				来所相談証明件数			
	県の一時保護所へ 移送保護	他の関係機 関・施設へ 移送保護	助言 指導	計	保護命令 回答書	住基支 援措置	来所 相談 証明	合 計
25年度	20	2	376	398	8	19	48	75
26年度	25	4	497	526	11	32	59	102
27年度	26	3	443	472	7	47	34	88
28年度	27	3	460	490	13	44	74	131

DV防止法に基づく保護命令^{※4}の新規受付件数は、全国的にも、神戸地方裁判所管内においても、ここ数年はほぼ横ばいとなっています。

保護命令新規受付の状況

	23年中	24年中	25年中	26年中	27年中	28年中
全国	2,741	3,145	2,991	3,121	2,958	2,648
神戸地方裁判所管内	117	150	145	147	138	134
(うち尼崎支部)	14	26	32	33	21	26

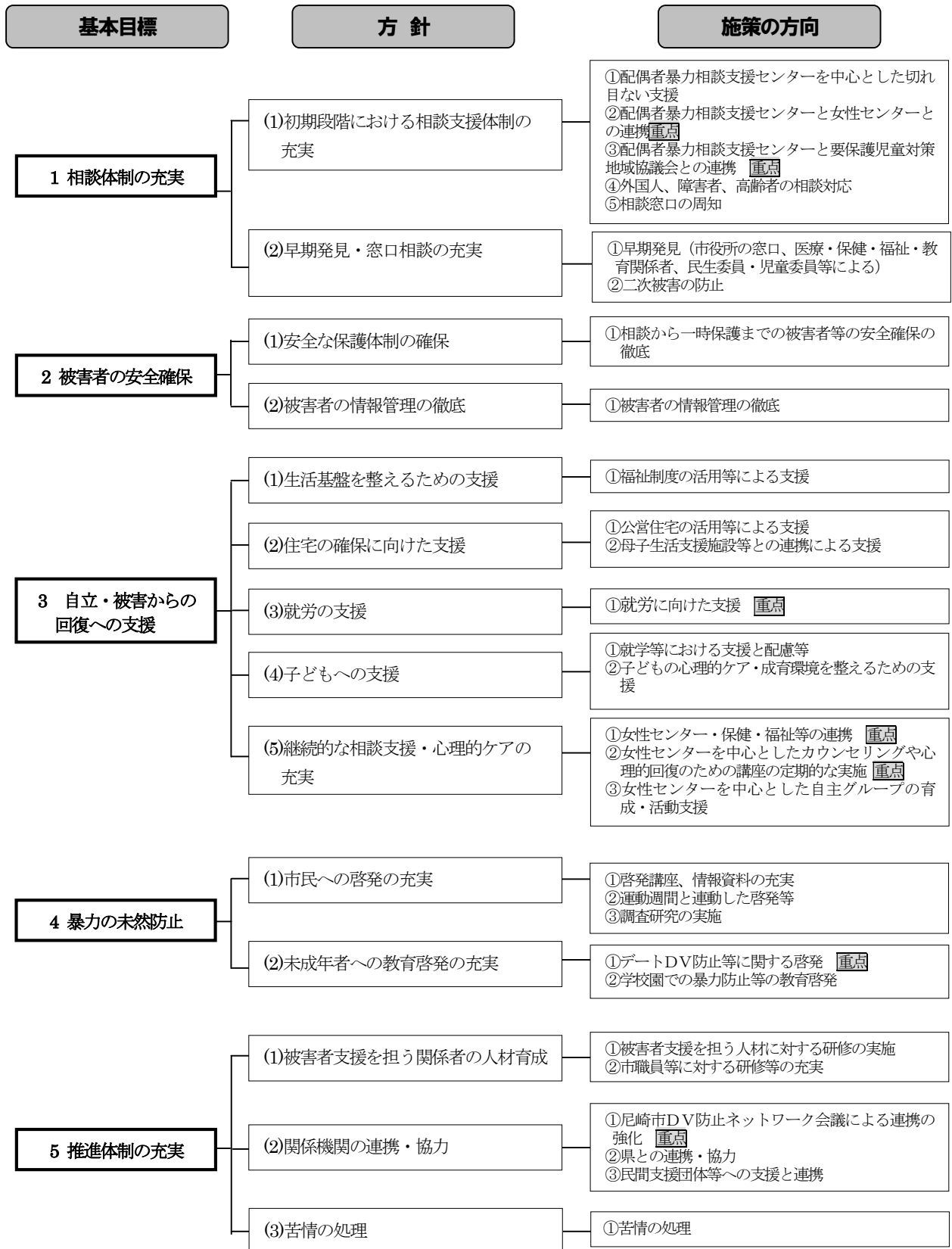
※統計期間は各年とも1月から12月。

※全国は最高裁判所調べ（司法統計から）

※神戸地方裁判所管内及びうち尼崎支部は神戸地方裁判所への照会結果

※4 保護命令：配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者の申立により、配偶者に対して発する命令。①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の子又は親族等への接近禁止命令、⑤退去命令がある。

3 施策体系



4 基本目標

基本目標1 相談体制の充実

DVは、家庭内において行われるために潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートして被害が深刻化しやすいため、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者などの協力のもとで、早期発見に取り組みます。

同時に、被害者が安心して相談できる環境の確保のため、「尼崎市配偶者暴力相談支援センター」を中心とした切れ目ない支援と関係機関との連携強化に取り組みます。

基本目標2 被害者の安全確保

被害者の生命、身体の安全を確保するため、緊急性が高い被害者からの相談に対しては、加害者からの追求に備え、県の一時保護施設への同行などの対応を行います。また、緊急性や被害者の状況に応じて、民間シェルター[※]の活用等、適切な対応も行います。

加害者から逃れた被害者の情報については、市から加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。

基本目標3 自立・被害からの回復への支援

被害者の自立（生活再建）に向けて、住宅の確保と就労をはじめとして、経済面、心理面など、被害者が抱える困難に対応した支援を行います。被害者の自立（生活再建）、被害からの回復には時間を要する場合でも、関係機関が連携しながら、切れ目のない支援に取り組みます。

さらに、被害者の同伴の子どもに対しても、就学等の支援や心理的ケアに取り組みます。

基本目標4 暴力の未然防止

DVを許さないという意識を社会全体で共有するとともに、市民がDVについての理解を深めるため、啓発・情報提供活動を推進します。特に、将来にわたってのDVを防ぐために、若年層に対する啓発を強化していきます。

また、被害者が問題を抱え込まず、相談機関に相談できるよう、被害者本人と周囲の人に届く啓発・情報提供にも取り組みます。

基本目標5 推進体制の充実

被害者の発見から保護、自立（生活再建）・被害からの回復までの切れ目のない支援を行うため、関係各課・関係機関が定期的に情報交換を行い、具体的な事案にあたって連携して対応します。また、被害者支援を担う関係者がDVを深く理解して対応していくための研修の機会等を充実させます。

[※] 民間シェルター：民間団体によって運営される、被害者が緊急一時的に避難できる施設。相談への対応や、被害者の自立へ向けたサポートなどの援助も行っている。

5 施策の展開

基本目標 1 相談体制の充実

方針 1 初期段階における相談支援体制の充実

現状と課題

尼崎市では、初期段階におけるDVに関する相談は、主に配偶者暴力相談支援センター及び女性センターの女性の悩み相談において対応しています。

配偶者暴力相談支援センターでは、被害者のニーズ、問題点等を整理するとともに、緊急性が高い被害者の一時保護を含めた対応、各種福祉制度にかかる支援、保護命令や離婚調停など法的手続の支援、就労支援を行っています。

平成 25 年 4 月 1 日に「配偶者暴力相談支援センター」を設置したことにより、来所相談証明の発行など被害者支援のスピード化が図られました。さらに、「相談共通様式」を作成し、被害者が市役所内で様々な手続きをする場合に活用することで、各窓口で被害者の相談内容やニーズなどの説明を簡略化し、被害者の二次被害^{※6}防止に努めています。

また、尼崎市においてはDV相談窓口として警察がよく認知されており、自立支援の対応が必要なDV被害者については、警察から配偶者暴力相談支援センターにつなげるなどの連携が図られています。

女性センターの女性の悩み相談では、フェミニストカウンセラー^{※7}が女性の被害者に寄り添い、心理的問題の解決に向けたサポートを行い、法的な問題に関しては女性の弁護士が相談を受けています。

その他、母子父子自立支援員（こども家庭支援課）や生活保護の窓口などにおいても、配偶者暴力相談支援センター等と連携しながら相談に対応しており、また、市民サービス部窓口担当などの各種手続の窓口でも相談対応をしています。

DV被害者支援にあたっては、配偶者暴力相談支援センターと各関係機関とが、それぞれの役割分担を踏まえた連携を強化していく必要があります。特に、子どもに関わる相談・支援機関においては、DVと児童虐待は密接に関係していることを念頭に置いた連携が必要です。

外国人、障害者、高齢者の被害者についても、各相談窓口において関係課・関係機関と連携して適切に対応します。

このように、全ての被害者に対し、支援の際には個々のケースに応じてニーズを十分把握したうえで対応することが重要です。

また、市民意識調査の結果によると、DVの被害に遭っても約4割がだれ（どこ）にも相談しておらず、相談機関を知らない場合もあると思われるため、市民への相談窓口の効果的な周知方法の検討が必要です。

※6 二次被害：心身ともに傷ついた被害者が、相談支援の際にDVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない、支援者の不適切な言動によって、更に傷つくこと

※7 フェミニストカウンセラー：女性が抱える問題の解決や回復を援助する女性のカウンセラー。フェミニストカウンセラーは、女性が抱える問題の背景には、女性を取り巻く社会的問題があるという認識を基盤に、相談者が自分らしい生き方をできるよう援助する。

今後の取組

施策の方向1 配偶者暴力相談支援センターを中心とした切れ目ない支援

- ・「配偶者暴力相談支援センター」は、関係機関との連絡調整も含めて、相談から保護、自立までの切れ目ない総合的支援を目指します。
- ・相談員の資質向上を図るため、研修機会の確保に努めます。
- ・法的視点、福祉的視点によるスーパーバイズ体制を整備し、相談員の資質向上及び精神面のサポートに努めます。

施策の方向2 配偶者暴力相談支援センターと女性センターとの連携 重点

- ・被害者のニーズに応じたきめ細やかな被害者支援が行えるよう、ソーシャルワーク（福祉的ケア）を担う配偶者暴力相談支援センターと被害者の心理的な支援を担う女性センターとが、それぞれの役割分担を踏まえた連携強化に努めます。

施策の方向3 配偶者暴力相談支援センターと要保護児童対策地域協議会との連携 重点

- ・児童虐待とDVが密接に関係していることを念頭に置き、児童虐待とあわせてDVの早期発見と被害者支援が行えるよう、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターが要保護児童対策地域協議会に参加するなど、配偶者暴力相談支援センターと要保護児童対策地域協議会との連携に努めます。

施策の方向4 外国人、障害者、高齢者の相談対応

- ・外国語通訳を必要とする相談については、外国語のできる職員応援派遣を活用するとともに、県、民間支援団体等と連携して対応します。
- ・障害者や高齢者からの相談に対しては、緊急度や必要な支援等を踏まえて、障害者虐待防止センターや地域包括支援センターをはじめ、関係課、県、警察等と連携して対応します。

施策の方向5 相談窓口の周知

- ・リーフレットやカードを活用し、公共機関だけでなく、民間にも協力を依頼しながら配付先を工夫し、周知を図ります。また、広報誌やホームページの活用も積極的に行います。
- ・情報を提供できる機会や各窓口などで、機会を捉えて市民への情報提供を行うとともに、より効果的な周知方法の検討を行います。

方針2 早期発見・窓口相談の充実

現状と課題

DVは、児童虐待や貧困等さまざまな課題と絡み合っている場合もあり、被害者はさまざまな相談・関係機関を訪れる可能性があります。

また、家庭内で行われるDVは、外部からの発見が困難である上、被害者が様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられます。本人がDV被害に気付いていない場合もあり、DV相談の中でも精神的・経済的DVに関する相談が増えてきています。そのため、各相談・関係機関など地域において、DVの可能性のある相談者に気づき、適切な情報提供と助言を行い、被害者のニーズに応じた専門機関へつなぐことが、

DVの早期発見やその後の窓口相談には重要です。市役所の窓口、福祉・教育関係者等も含めて、被害者を発見しやすい立場にある者には、DVに関する正しい知識を広め、相談機関の情報等について、周知を図る必要があります。

今後の取組

施策の方向1 早期発見（市役所の窓口、医療・保健・福祉・教育関係者、民生委員・児童委員等による）

- ・市役所関係窓口、医療・保健・福祉・教育関係者、民生委員・児童委員等については、相談機関へつなぐための対応の流れとポイントについてまとめた「DV相談窓口リーフレット」の活用を促すとともに、DV防止ネットワーク会議（実務者会議）等による情報提供や、研修機会の提供などあらゆる機会を通じて、DV被害者の早期発見に取り組みます。

施策の方向2 二次被害の防止

- ・市役所の窓口をはじめ各相談・関係機関において「DV被害者支援マニュアル」の活用を促し、被害者の個々の状況を正確に理解し、適切な助言・施策を実施するとともに、相談ニーズに適切に応じた関係課・関係機関との連携及び二次被害の防止に努めます。「DV被害者支援マニュアル」は必要に応じて適宜改定していきます。

基本目標 2 被害者の安全確保

方針 1 安全な保護体制の確保

現状と課題

緊急性が高い被害者からの相談の場合、警察、配偶者暴力相談支援センターから、県の一時保護施設への入所依頼や同行を行っています。また、DV防止法の保護命令は、被害者の生命又は身体の安全を確保するために有効であり、制度についての情報提供や保護命令申立書の書き方について、助言を行っています。

被害者の希望、状況に応じた支援を行うため、外国人、高齢者、障害者や子どもと一緒に、男性被害者など、多様なニーズに対応できるような体制を確保する必要があります。

今後の取組

施策の方向 1 相談から一時保護までの被害者等の安全確保の徹底

- ・緊急性の高い被害者の保護にあたっては、引き続き、県の一時保護施設への入所依頼や同行を行います。
- ・より安全に同行できるよう、引き続き移送費の確保に努めるとともに、すぐに県への一時保護につなぐことが困難な場合に備えた民間シェルター等の利用について検討します。
- ・被害者の多様なニーズに対応できるよう広域的なネットワークづくりを県に働きかけます。

方針 2 被害者の情報管理の徹底

現状と課題

加害者から逃れて転出・転入手続をした被害者の情報が、加害者に漏洩することのないよう、住民基本台帳の閲覧等の制限を行っています。住民基本台帳の閲覧等の制限にあたっては、警察等相談機関の意見を記載した申出書を被害者が提出する必要がありますが、警察だけでなく、配偶者暴力相談支援センターにおいても意見の記載が可能となり被害者支援のスピード化が図られました。

被害者支援にあたっては、そのような制度面に加えて、各部署担当者や教育・保育関係者等が情報管理を徹底し、秘密保持と安全確保に十分配慮することが必要です。マイナンバー[※]に関する情報管理も厳重に行う必要があります。

今後の取組

施策の方向 1 被害者の情報管理の徹底

- ・住民基本台帳の閲覧等の制限の手続については、引き続き迅速かつ適切に対応します。

[※] マイナンバー：マイナンバー法に基づき、国民一人ひとりが持つ 12 桁の番号のこと

基本目標3 自立・被害からの回復への支援

方針1 生活基盤を整えるための支援

現状と課題

加害者から逃れた被害者の自立・生活再建のため、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、必要な対応を行っています。また、医療保険や年金、司法手続等に関する情報提供と手続の支援も行っています。

今後の取組

施策の方向1 福祉制度の活用等による支援

- ・被害者の状況に応じて、生活保護、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当等の制度を活用して支援を行います。
- ・医療保険や年金、司法手続等の情報提供、手続の支援を引き続き行います。司法手続については、女性センターの法律相談、こども家庭支援課の母子家庭等特別法律相談（弁護士）による面談も活用します。
- ・市の関係機関と連携し、被害者の生活上の支援を行います。

方針2 住宅の確保に向けた支援

現状と課題

被害者が新たな場所で自立し、生活を再建するために、一時的な入所施設の退所後などに自力で住宅を確保するにあたっては、様々な困難があります。

経済的に困難な場合は、母子生活支援施設、生活保護制度を活用する中で住宅を確保しています。

市営住宅を活用した支援としては、被害者の入居資格の緩和、申込抽選時の優先枠の設定をしていますが、利用実績は少ない状況です。被害者の居住地を加害者に知られないようにするためには、市外居住、市域内でも生活圏の異なる地域での居住が望ましい場合が多く、市営住宅が活用し難い場合も多いと考えられます。

広域での公営住宅の活用や民間住宅の活用については、市単独の取組では限界があり、県へ働きかけることなどが必要です。

今後の取組

施策の方向1 公営住宅の活用等による支援

- ・市営住宅における被害者の入居資格の緩和、申込抽選時の優先枠の設定を引き続き行うとともに、制度の周知を強化します。
- ・一時保護施設等を退所する被害者が市外に居住するために、県・他市の公営住宅、民間賃貸住宅の活用が可能となるようなシステムの構築について県へ働きかけ、住宅確保支援の充実に取り組みます。

施策の方向2 母子生活支援施設等との連携による支援

- ・母子生活支援施設等を活用し、被害者の支援を行うとともに、情報の共有を図るなど連携強化に努めます。必要に応じて生活保護を適用して支援を行います。

方針3 就労の支援

現状と課題

被害者が就労を継続するにあたっては、避難先の秘匿などの困難があるほか、新たに就労する場合には時間をかけて職業能力を育成する必要があり、また、母子・父子家庭の就労の場合は就労条件などに配慮した支援が必要です。

現在、就労支援が必要な生活困窮者等については、支援員（保護課：就労促進相談員、しごと・くらしサポートセンター尼崎：就労自立支援員）が模擬面接や履歴書作成指導・助言、希望等に合った求人情報の提供を行うなど、一人ひとりの状態にあわせた段階的な支援を行うとともに、平成26年11月からは、市の庁舎内にハローワーク常設窓口「ワークサポートあまがさき」を開設し、ハローワークナビゲーターによる無料職業紹介等を実施しています。

また、平成27年4月に設置した相談支援窓口「しごと・くらしサポートセンター尼崎」では、生活困窮者等を対象とした無料職業紹介を実施しており、相談者の希望や状態に合わせた個別の求人開拓に取り組んでいます。

母子・父子家庭の場合は、母子父子自立支援員（こども家庭支援課）が個々の相談に応じて、ハローワーク等と連携し就労につながるよう支援を行うほか、母子家庭等自立支援給付事業の活用も推進しています。

職業能力向上のためには、女性センターなどで実施している講座を有効に活用していく工夫も必要であり就労につなげるためには、しごと支援課の尼崎市無料職業紹介窓口等関係機関との更なる連携が必要です。

被害者の求職活動・就労により、保育施設等による子どもの保育が必要な場合は、利用調整においてDVについての調整指数を設け対応しています。

今後の取組

施策の方向1 就労に向けた支援 重点

- ・被害者が就労できるまで時間を要する場合でも、生活困窮者等であれば支援員が、個々の状況に応じ、切れ目のない段階的な就労支援を行います。また、母子・父子家庭の場合は、母子父子自立支援員（こども家庭支援課）による面談支援を併せて行います。
- ・母子家庭等自立支援給付事業や女性センターで行っている職業能力向上のための講座なども活用して、職業能力向上の支援を行います。
- ・希望や条件に沿った就労に結びつくよう、ハローワーク、及びしごと支援課の無料職業紹介窓口等関係機関との連携強化に努めます。
- ・被害者の求職活動・就労にあたり、保育施設等による子どもの保育が必要な場合は、引き続き利用調整においてDVについての調整指数を設け対応します。

方針4 子どもへの支援

現状と課題

「児童虐待の防止等に関する法律」では、児童の面前で行われるDVは児童虐待にあたると定められています。

被害者支援と同時に同伴の子どもの支援についても重要であることから、こども家庭センター（児童相談所）や学校と連携しながら対応しています。教育委員会においては、教育相談を実施するとともに、スクールカウンセラーによる相談体制も確保しています。

また、子どもの就学に関しては、被害者が住民票を異動していない場合でも区域外就学手続を行うとともに、転学先や居住地等の情報管理について配慮をしています。保育施設等入所に関しても、市外に住民票がある被害者でも市内在住者と同様の取扱いとするとともに、情報管理についても徹底しています。

子どももDVの被害者であるという認識のもと、関係機関が協力・連携しながら子どもへの支援について取組を進めていく必要があります。

今後の取組

施策の方向1 就学等における支援と配慮等

- ・住民票を異動していない被害者の就学手続について、引き続き対応します。保育施設等入所手続についても、市内在住とみなして申請を受け付けます。
- ・子どもの転居先や居住地等の情報管理の徹底について、学校、幼稚園、保育施設等への周知を行います。

施策の方向2 子どもの心理的ケア・成育環境を整えるための支援

- ・こども家庭センター（児童相談所）や教育委員会の教育相談、スクールカウンセラー、教員等による相談で対応します。
- ・子どもの成育環境を整えるために、必要に応じて福祉事務所（家庭児童相談担当）や保健センター、子ども家庭センター（児童相談所）、学校、保育施設等、民生委員・児童委員など関係機関が連携して支援を行います。

方針5 継続的な相談支援・心理的ケアの充実

現状と課題

被害者は、繰り返される暴力の中でうつや不安障害^{※9}、PTSD^{※10}（心的外傷後ストレス障害）等を抱えることもあり、また、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安、面会交流に関する不安等により精神的に不安定な状態にある場合もあります。

女性の悩み相談（女性センター）では、フェミニストカウンセラーが被害者に寄り添い、心理的問題の解決に向けたサポートを継続して行っています。また、DVによる影響からの被害者の回復には時間を要することから、被害からの回復の視点での支援が必要であり、女性センターにおいて、被害者同士が、体験や感情を共有し、情報を交換し合う自助のためのグループの育成や、被害者の心理的回復のための講座の実施に取り組んでいます。引き続き被害からの回復に向けての取組を進めていくとともに、関係機関が協力・連携しながら被害者の相談支援・心理的ケアの充実に努めます。

今後の取組

※9 不安障害：パニック障害など、精神的な不安から心身に様々な不快な変化をもたらす精神疾患

※10 PTSD：Post-traumatic Stress Disorder の略。大災害や犯罪被害など強烈な体験をした後に起こる、様々なストレス障害。

施策の方向1 女性センター・保健・福祉等の連携 **重点**

- ・医学的治療と並行して行われる心理療法を必要とする場合など被害者の継続的な支援にあたっては、女性センター・保健・福祉・医療機関等関係機関が連携します。

施策の方向2 女性センターを中心としたカウンセリングや心理的回復のための講座の定期的な実施 **重点**

- ・被害者の心理的回復を図るため、女性センターでの継続した女性の悩み相談を実施します。
- ・被害者の心理的回復のための講座の定期的な実施を行います。

施策の方向3 女性センターを中心とした自主グループの育成・活動支援

- ・当事者同士がお互いに支え合う自助グループの育成・活動支援を行います。

基本目標4 暴力の未然防止

方針1 市民への啓発の充実

現状と課題

DVという言葉の認知度は高まってきているものの、被害者が周囲の人の言動により二次的被害に遭うことのないよう、また、暴力の未然防止につながるよう、さらに啓発を充実させる必要があります。被害者の約4割が、DVについて相談しておらず、その背景には、「相談するほどのことではない」、「相談しても無駄」、「自分さえがまんすればやっつけていける」、「自分にも悪いところがある」といった考えがあります。そのため、啓発にあたっては、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることの周知と、被害者が相談機関に相談できるよう、被害者本人に情報を届ける工夫が重要です。また、このような実態について、今後も市民意識調査などにより把握する必要があります。

女性センターでは、講座等でDVをテーマに取り上げているほか、ホームページ、リーフレット等による情報提供を行っています。今後さらに広く周知を徹底するために、「女性に対する暴力をなくす運動」週間における取組や人権啓発関連事業においてDVを取り上げるなど、取組を進めていく必要があります。

さらに、市民だけでなく、企業等に対してもDVについての理解を求めていく必要があります。

また、DV根絶のために、加害者の更生のための施策は、重要な施策の一つではあるが、国においても調査研究の段階であることを踏まえて対応する必要があります。

今後の取組

施策の方向1 啓発講座、情報資料の充実

- ・DVについて理解し、被害者の相談機関への相談等を促すことができるよう、女性センター等において市民への啓発講座等を行います。
- ・市報、FMあまがさきラジオ、映画上映、市民のつどい等の人権啓発事業の中で、DVについて取り上げ、広く啓発していきます。
- ・ホームページ、リーフレット等による情報提供、図書等の貸出を引き続き行います。
- ・企業等への啓発・情報提供を通じて、DVについての理解と協力を求めていきます。

施策の方向2 運動週間と連動した啓発等

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間期間（11月12日から11月25日）に、市民に広く啓発できるよう、工夫していきます。

施策の方向3 調査研究の実施

- ・市民意識調査、事例研究等により、被害の実態や施策の抱える課題等に関する調査研究を行います。
- ・加害者を対象とした講座等については、国や他の自治体の状況を情報収集し、検討していきます。

方針2 未成年者への教育啓発の充実

現状と課題

内閣府が平成26年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、交際相手がいいた（いる）人のうち、交際相手から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれかの被害を受けたことがあると答えた人は、女性の19.1%、男性の10.6%となっています。

交際相手からのデートDVは、女性で5人に1人、男性で10人に1人が被害にあうかもしれない身近な問題であり、デートDV^{※11}の防止、そして、将来の配偶者間でのDVの防止のためには、未成年者に対し、DVについて知り、考える機会を積極的に提供することが有用であるとされています。

学校園において、暴力防止の教育をすすめ、男女平等・男女共同参画の意識を形成する人権教育に取り組んでいるほか、講演会等でデートDVをテーマとして取り上げている学校も増えつつあります。今後も、被害者にも加害者にもならないための暴力の防止等や人権教育について、発達段階に応じた教育機会の充実を図る必要があります。また、尼崎市の相談窓口を記載したカードを配布する等の周知を図っています。

今後の取組

施策の方向1 デートDV防止等に関する啓発 重点

- ・女性センターから中学校・高等学校等に講師を派遣し、デートDV啓発講座を実施するなど、若年層がデートDVの問題について考える機会を提供するとともに、女性センター以外においてもデートDVに関する啓発講座の実施を促していきます。
- ・引き続き、中学校・高等学校等においてデートDV等をテーマとした啓発を広めていきます。

施策の方向2 学校園での暴力防止等の教育啓発

- ・引き続き、全教育活動を通じて、発達段階に応じた男女共同参画意識^{※12}の形成と被害者にも加害者にもならないための暴力の防止等にむけた啓発に取り組みます。

※11 デートDV：婚姻関係はないが、親密な関係にある恋人間で起こるDVのこと

※12 男女共同参画意識：男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮すること

基本目標 5 推進体制の充実

方針 1 被害者支援を担う関係者の人材育成

現状と課題

被害者の相談・保護等に関わる職務関係者は、被害者に二次被害を与えることのないよう、DVの特性についての理解を深める必要があるとともに、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等についての知識も必要です。

身体的暴力だけでなく、精神的・経済的暴力、面前DV（子どもが両親の暴力を目撃）等、DVの内容も多様化しており、相談にあたっては高度な面接技術が求められることから、相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、適切な対応・支援を行うための研修機会の確保に加え、「バーンアウト^{※13}（燃え尽き）」状態や二次受傷^{※14}等心身の健康を損なうことのないよう、スーパービジョン^{※15}の機会を確保する必要があります。

今後の取組

施策の方向 1 被害者支援を担う人材に対する研修の実施

- 被害者の相談・保護等に関わる市職員及び支援団体の関係者に対して、DVの特性について理解を深め、適切な対応・支援を行うための研修会を実施します。
- 支援に直接携わる者に対するスーパービジョンの機会の提供に努めます。

施策の方向 2 市職員等に対する研修等の充実

- 市職員、福祉・教育関係者に対し、DVに関する研修や啓発を行い、資質向上を図ります。

方針 2 関係機関の連携・協力

現状と課題

尼崎市では、関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護・救済から防止までの総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成 15 年に「尼崎市DV防止ネットワーク会議」を設置し、情報交換・連携を推進しています。合わせて、「尼崎市DV防止ネットワーク会議（実務者会議）」では、庁内の関係課による調整・連携を推進しています。これらの会議体において、「DV被害者支援マニュアル」や「DV相談窓口リーフレット」の作成を行う等の取組を行っていますが、民間支援団体も含め更なる課題の共有と実務の改善ができるよう、会議の参加団体や会議運営について随時必要に応じた見直しを行っていく必要があります。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方

※13 バーンアウト：仕事などに没頭していた人の心身のエネルギーが尽き果て、意欲をなくす現象

※14 二次受傷：支援者が、被害者からの深刻な被害状況等についての話に耳を傾けることで、被害者と同様の心理状態に陥ること

※15 スーパービジョン：専門的な対人援助を行う場合に、より高度な知識や経験を持つ者によって行われる指導・支援活動のこと

針」においては、県が中心となって広域的な対応を行うことが望ましいとされており、市域を越えた対応が必要な被害者の支援内容が充実できるよう、県に働きかける必要があります。

民間支援団体に対しては、引き続き県、市による支援を行うとともに連携強化に努める必要があります。

今後の取組

施策の方向1 尼崎市DV防止ネットワーク会議による連携の強化 **重点**

- ・尼崎市DV防止ネットワーク会議全体会及び実務者会議を定期的で開催し、事例検討等を行うことで、関係機関又は庁内関係課において課題に対応していく体制を強化していきます。
- ・「DV被害者支援マニュアル」及び「DV相談窓口リーフレット」について、必要に応じて随時改定を行います。

施策の方向2 県との連携・協力

- ・公営住宅の活用等、自立支援にあたっての広域的な調整システムの構築を県に働きかけ、被害者の自立支援策の充実に取り組みます。
- ・一時保護施策の充実を県に働きかけるとともに、県の一時保護所と連携して、被害者保護等の対応充実に取り組みます。

施策の方向3 民間支援団体等への支援と連携

- ・被害者への支援は、公的機関のみで対応できるものではないため、民間支援団体と連携して対応していくために、民間支援団体への支援、情報共有を進めていきます。

方針3 苦情の処理

現状と課題

DV被害者から苦情の申出がなされた場合、適切かつ迅速に処理し、必要に応じて職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に説明責任を果たす必要があります。

「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」に基づく申出処理制度では、男女共同参画社会づくりに関する施策についての改善等の申出等について、必要に応じて申出処理委員が調査をしたうえで必要な対応を講ずることとしています。DV被害者からの苦情についても、当制度の活用が可能です。

今後の取組

施策の方向1 苦情の処理

- ・男女共同参画申出処理制度の周知に努めます。
- ・各所管において、苦情の申出に対して適切かつ迅速に処理します。

資料編

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向
けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の
救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配
偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、
経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を
加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の
妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害
者を保護するための施策を講ずることが必要である。
このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めて
いる国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者から
の暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律
を制定する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。
以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及
ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身
体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者から
の身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚
をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、
当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対す
る暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの
暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をし
ていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上
婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚した

と同様の事情に入ることを含むものとする。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を
防止するとともに、被害者の自立を支援することを含
め、その適切な保護を図る責務を有する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称）

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大
臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項にお
いて「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の
防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な
方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項におい
て「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次
条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村
基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し
ようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に
協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し
たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都
道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下
この条において「都道府県基本計画」という。）を定
めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を
定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方
針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該
市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下
この条において「市町村基本計画」という。）を定め
るよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市

町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、

福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その

通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき

疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発する

ことにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行

後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられ

るものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 26 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号
※平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を含む内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送しながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適切な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要で

ある。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが

望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、

被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

尼崎市DV防止ネットワーク会議設置要綱

(設 置)

第1条 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力、いわゆる、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）について、関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護・救済から防止までの総合的かつ効果的な施策を推進するため、尼崎市DV防止ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号*に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関や支援団体相互の情報交換と連携について
- (2) DVの実態把握と具体的な事例研究について
- (3) 当面のDV対策について
- (4) DVに関する中長期的な課題の調査検討について
- (5) その他必要な事項について

(組 織)

第3条 会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、尼崎市市民協働局ダイバーシティ推進課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる関係機関等に所属する者をもって充てる。

(会 議)

第4条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第5条 会議に、第2条に掲げる事項について調査研究するため、実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議は、座長が指名する者をもって組織し、その運営に関することは、座長が定める。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、尼崎市市民協働局ダイバーシティ推進課において行う。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年1月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年8月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年1月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年2月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

(別 表)

関係機関等の名称
兵庫県女性家庭センター
尼崎南警察署生活安全課
尼崎北警察署生活安全課
尼崎東警察署生活安全課
神戸地方法務局尼崎支局
兵庫県西宮こども家庭センター
尼崎人権擁護委員協議会
尼崎市健康福祉局南部保健福祉センター福祉相談支援課
尼崎市健康福祉局北部保健福祉センター福祉相談支援課
尼崎市こども青少年局こども家庭支援課
尼崎市立女性・勤労婦人センター
特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング神戸
W・Sひょうご
母子生活支援施設 サン野菊尼崎

尼崎市男女共同参画審議会規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市男女共同参画社会づくり条例（平成17年尼崎市条例第59号。以下「条例」という。）第24条第7項の規定に基づき、尼崎市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第3条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第4条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 第2条第3項、第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第6条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民協働局において処理する。

(運営の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される審議会は、第3条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

計画の策定経緯

平成 28 年度

開催日	会議名	議 題
3 月 21 日 (火)	第 1 回DV防止ネットワーク会議	・「第 2 次尼崎市配偶者等からの暴力(DV) 対策基本計画」について (現状における主な課題整理) (施策体系案)
3 月 22 日 (水)	第 1 回DV防止ネットワーク会議 (実務者会議)	・「第 2 次尼崎市配偶者等からの暴力(DV) 対策基本計画」について (現状における主な課題整理) (施策体系案)

平成 29 年度

開催日	会議名	議 題
7 月 7 日 (金)	第 1 回DV防止ネットワーク会議	・ 計画素案について
7 月 19 日 (水)	第 1 回男女共同参画審議会	・ DV部会の設置について
9 月 8 日 (金)	男女共同参画審議会 (DV部会)	・ 計画素案について
10 月 12 日 (木)	第 2 回DV防止ネットワーク会議	・ 計画素案について
10 月 16 日 (月)	第 1 回DV防止ネットワーク会議 (実務者会議)	・ 計画素案について
11 月 8 日 (水)	第 3 回男女共同参画審議会	・ 計画素案について

市民意見公募手続 (パブリックコメント)

募集期間 平成 30 年 1 月 5 日 (金) ~ 1 月 25 日 (木)

市民意見数 8 件 (1 人)

尼崎市市民協働局ダイバーシティ推進課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

TEL : 06-6489-6658 FAX : 06-6489-6661

E-mail : ama-danjo@city.amagasaki.hyogo.jp